

## 議案第49号

### 鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県市町村合併支援交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県市町村合併支援交付金条例（平成13年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(合併交付金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 対象事業が地方債（その元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあっては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額とする。以下同じ。）の一部が基準財政需要額（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条第3号に規定する基準財政需要額をいう。以下同じ。）に算入されるものに限る。）を財源とする事業（以下「起債事業」という。）である場合にあっては、<u>次条第1項の表第1号の右欄に定める算式により算定した額を当該起債事業に係る地方債を発行する同意又は許可を得た日の属する年度から連続する10年度に分割して、合併交付金を交付するものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>(合併交付金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 対象事業が地方債（その元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあっては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額とする。以下同じ。）の一部が基準財政需要額（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条第3号に規定する基準財政需要額をいう。以下同じ。）に算入されるものに限る。）を財源とする事業（以下「起債事業」という。）である場合にあっては、<u>その市町村が、当該起債事業について次条第1項の表第1号の右欄に定める算式により算定した額以上の額をその元利償還金に充てるための基金に積み立てる場合に限り、合併交付金を交付する。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p>

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定のあった合併交付金及び起債事業に係る合併交付金については、同日後もなおその効力を有する。

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定のあった合併交付金については、同日後もなおその効力を有する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村合併支援交付金条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成17年4月1日以後に交付決定する新条例第1条に規定する合併交付金について適用し、同日前に交付決定した改正前の鳥取県市町村合併支援交付金条例第1条に規定する合併交付金については、なお従前の例による。